

ーパブリックコメントー

地域主権一括法による町条例の整備に関する意見募集の結果について

※本件に関する意見募集は終了いたしました。

□募集期間

平成 24 年 10 月 1 日（月）から平成 24 年 10 月 19 日（金）まで

□募集の趣旨

地方自治体の自主性を強化し、自由度の拡大を図るために義務付け・枠付けを見直すという趣旨の「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（以下「地域主権一括法」という。）が施行されました。これに伴い、これまで法律によって義務付けられていた事柄や枠付けられていた事柄が、今後はそれぞれの市町村で条例等を整備することにより自ら決定し、実施する必要が生じました。

これらを踏まえ、本町でも地域主権一括法に係る条例を整備します。今般、これらについての町の方針を決定しましたのでこれらを公表し、皆さんからのご意見を募集しました。

□条例の整備（制定等）案件及び所管課

ー環境下水道課ー

- (1) 身延町公共下水道の構造の技術上の基準及び終末処理場の維持管理に関する条例（仮称）について

ー水道課ー

- (2) 身延町水道の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等の基準を定める条例（仮称）について

ー建設課ー

- (3) 身延町営住宅の入居収入基準及び整備基準についての条例整備について

ー福祉保健課ー

- (4) 身延町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（仮称）について
- (5) 身延町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定

地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（仮称）について

(6) 身延町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例（仮称）について

□寄せられたご意見等

上記の期間においてご意見を募集しましたが、提出はありませんでした。

□お問い合わせ

本件に関するお問い合わせは、総務課（電話 0556-42-4800）までお願いいたします。